

本宮市農業委員会 平成29年3月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年3月17日(金)午後1時30分

2. 開催場所 中央公民館 「第2研修室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番 佐藤 孝昭 2番 渡辺 喜一 3番 渡邊 謙輔

4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸

7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番 石橋 広基 2番 遠藤 栄太郎 3番 遠藤 俊雄

4番 遠藤 秀男 5番 國分 隆一

7番 三瓶 和彦 8番 三瓶 修藏 9番 鍋島 正則

10番 根本 市徳 11番 渡邊 善幸 12番 渡邊 利一

4. 欠席委員 農業委員6番 國分 新司 農地利用最適化推進委員6番 佐藤 一徳

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。農業委員6番 國分新司委員、推進委員6番佐藤一徳委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。(時節の事柄)
事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。7番渡邊孝一委員、8番渡邊平二委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡辺委員 議長

会長伊藤 隆一 渡辺喜一委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、渡辺喜一です。調査委員は、渡邊孝一委員、遠藤栄太郎委員、三瓶和彦委員です。去る3月10日、1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第14号件番1の資材置き場及び駐車場敷地の転用ですが、隣接の古民家を買入れ、
会津より転居して、除染事業を展開するため、資材置き場が必要なための転

用です。件番 4 の共同住宅の転用ですが、計画地に水路が縦断しております。現在払下げの申請を同時進行です。その他についても、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 2 月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。又(2)報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告についてと(3)報告第 3 号農用地利用集積計画の除外についても合わせて報告致させます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 2 月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、** **の一時転用の期間延長の事業計画変更は 2 月 27 日付けで許可になりました。農地法第 5 条 1 件は 3 月 10 日付けで、許可になりました。(2)の報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出は 2 件でございます。個々については一覧をご覧願いたいと思います。(3)の報告第 3 号農用地利用集積計画の除外についてですが、貸付人は農地中間管理機構へ貸付を希望したため 2 月定例会議案より除外することと致しました。関連議案は議案第 17 号にて審議願いたいと思います。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。
議案第 13 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 13 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番は、許可適当の意見を付して、福島県知事に進達することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について福島県知事に進達することに決定いたしました。

(異議なし)

議案第 14 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

次に申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

次に申請 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

次に、議案第 15 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 15 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 15 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地

である証明をすることに決定をいたしました。

次に、議案第 16 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明) 議案新規設定 6～8 は、農地中間管理機構への希望があり、削除させていただきます。

会長伊藤 隆一

農用地利用集積計画、再設定 14 件、新規設定 3・6～8・13 を除く、9 件の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 14 件、新規設定 3・6～8・13 を除く、9 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 14 件、新規設定 3・6～8・13 を除く、9 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

次に新規設定 3 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、3 番渡邊謙輔委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

会長 伊藤 隆一

それでは再開します。新規設定 3 番の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長 伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長 伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定 3 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長 伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 3 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

3 番渡邊謙輔委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

会長 伊藤 隆一

(3 番渡邊謙輔委員復席) それでは再開します。

次に新規設定件番 13 の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、8 番渡邊平二委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与するこ

とは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
暫時、休議します。

(休議中)

8 番渡邊平二委員退席

会長 伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定件番 13 の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長 伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長 伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定件番 13 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長 伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定件番 13 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

8 番渡邊平二委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

会長 伊藤 隆一 (8 番渡邊平二委員復席) それでは再開します。
次に、議案第 17 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 新規設定 2 件の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 17 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を計画案の通りで意義無いことで意見することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を計画案の通り、意義の無いことで意見することに決定いたしました。
次に議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 平成 29 年度農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について、「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金協定協議会」より答申を受けましたので、総

会において審議するものです。議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」、答申のとおり異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」は、答申のとおり決定いたしました。

次に、議案第 19 号「本宮市長事務委任に関する規則の一部を改正する規則に伴う農業委員会への事務委任について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

農業委員会が農地法事務を権限移譲することにより、総合的かつ効率的な地域の実情に即した処理することにより、事務処理の迅速化が図られることとなります。

事務委任では、農地法第 49 条以降の立入調査、許可取消し、許可条件の変更に関する事又は、現状回復等の措置に関する事が新たな業務となります。21 ページに記載内容が主なものとなります。22 ページをご覧ください。平成 29 年度から、権限移譲される市町村は 21 となります。

事務処理の流れは 23 ページのフローチャートをご参考願います。市より事務委任を農業委員会が受けることにより、農業委員会が転用許可書を発することとなります。30 a 以下で他法令調整を含まないものは従前と比べ 17 日程早く許可することができるようになります。

30 a 以上又は他法令調整を含むものは、許可・認可と同時許可となり、従前より 4 日程度早く許可になります。

会長伊藤 隆一 議案第 19 号「本宮市長事務委任に関する規則の一部を改正する規則に伴う農業委員会への事務委任について」の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 19 号「本宮市長事務委任に関する規則の一部を改正する規則に伴う農業委員会への事務委任について」承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号「本宮市長事務委任に関する規則の一部を改正する規則に伴う農業委員会への事務委任について」承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 3月の定例会を終了いたします。

平成29年3月17日
(閉会午後3時52分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席7番委員 渡邊 孝一

議席8番委員 渡邊 平二
